

平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ー ク ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 蛭 間 久 季
(コード番号：3927)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 佐 藤 敏 和
(TEL. 03-5825-9340)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割及び分割にかかる定款の一部変更を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

I. 株式分割について

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性を高め投資者の拡大を目的として株式分割をするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 株式の分割方法

平成 28 年 6 月 30 日（木曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主が有する当社普通株式 1 株につき、2 株の割合をもって分割を行います。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式数	2,146,000 株
②今回の分割により増加する株式数	2,146,000 株
③株式分割後の発行済株式数	4,292,000 株
④株式分割後の発行可能株式数	10,000,000 株

3. 日程

①基準日公告日	平成 28 年 6 月 14 日
②基準日	平成 28 年 6 月 30 日
③効力発生日	平成 28 年 7 月 1 日

【参考】

- 今回の株式分割に際して資本金の増加はありません。
- ストックオプションとして当社が発行した新株予約権は、今回の株式分割に伴い調整を行い、平成 28 年 7 月 1 日から次のとおりとします。
 - 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数 100 株を 200 株とします。
 - 新株予約権の行使に際して 1 株あたりの払込みをすべき金額（行使価額）を、下表のとおりとします。

銘柄	現行	変更後
第 8 回新株予約権	250 円	125 円
第 9 回新株予約権	250 円	125 円

- その他、株式分割に必要な事項がある場合には、今後の取締役会において決定します。

II. 株式の分割に伴う定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により平成 28 年 7 月 1 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式数を変更します。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000</u> 万株とする。

3. 日程

- ①定款変更の取締役会決議日 平成 28 年 5 月 30 日
②定款変更の効力発生日 平成 28 年 7 月 1 日

以 上